参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成３０年　７月１０日
支出負担行為担当官
　気象研究所所長　　隈　健一

１　当該招請の主旨

本業務については、すでに運用している走査型電子顕微鏡の装置に、あらたに冷却機能追加を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な、冷却機能追加の技術を有する法人等（以下「特定法人等」）との契約手続きに移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

２　業務概要

（１）業 務 名　走査型電子顕微鏡の冷却機能追加

（２）業務内容　既存の走査型電子顕微鏡（日立 SU3500）にあらたに冷却台（走査型電子顕微鏡 HITACHI SU3500 用ウルトラクールステージ）の取付調整を行なう。

（３）履行期限　平成３０年１２月２８日（金）

３　業務目的

雪氷圏融解メカニズムの解明に向けた研究のため、氷等を含むエアロゾル粒子試料の電子顕微鏡観察が可能となる-50℃まで冷却可能な特殊冷却台を既設の走査型電子顕微鏡に導入し、サンプル分析の高度化を図る。

４　応募要件

（１）　基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないものであること。

②　平成 28・29・30 年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

③　気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（２） 技術力に関する要件

① 冷却台の導入実績やサポート実績を有すること。

② 本業務を実施する技術者は、走査型電子顕微鏡および冷却台取付調整に関する十分な知識と経験を有すること。

③ 既存の走査型電子顕微鏡の保守契約に影響を与える改変を行わないこと。

（３）中立性・公平性に関する要件

本公示対象の冷却機能追加が、気象・大気科学の向上を目的とした研究に使用されることに鑑み、本業務の公益性について十分に理解し、公平かつ中立的な立場で本業務を実施できる体制を整えていること。

（４）守秘性に関する要件

① 当研究所から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

② 本業務の実施によって知り得た研究上又は技術上の秘密や情報を利用又は漏洩してはならない。

（５）業務執行体制に関する要件

① 同種の冷却機能追加を行うために必要な業務執行体制が整っていること。

② 本業務の執行にあたって、当研究所の研究業務等に支障を与えないこと。

③ 本業務の執行にあたって、当研究所の研究施設等に損傷・障害を与えないこと。

④ 知的財産権法、その他関係する法令に従うこと。

⑤ 本業務を実施する技術者は、作業を行うために必要な能力を有すること。

（６）業務実績に関する要件

冷却台（走査型電子顕微鏡 HITACHI SU3500 用ウルトラクールステージ）の導入、取付調整業務の実績があること。

５ 手続等

（１）担当部局及び問い合わせ先

① 公示及び説明書について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰１－１

気象研究所総務部会計課用度係 遠藤 智美

電話 029-853-8566 ＦＡＸ 029-853-8571

② 技術力等に関する要件について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰１－１

気象研究所 環境・応用気象研究部 第４研究室 足立 光司

電話 029-853-8570 ＦＡＸ 029-855-7240

（２）説明書の交付期間、場所及び方法

平成３０年７月１０日から平成３０年７月３１日まで （１）に同じ。

（３）参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成３０年８月１日　１６：００まで　（１）に同じ。

応募者は要件を満たす資料を作成し（書式は任意、但しＡ４版とする）、別紙「参加意思確認書」に添付のうえ、持参、郵送（書留郵便に限る）又は電送（事前に（１）へ連絡を入れること）すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

（４）応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、一般競争入札に移行するものとする。

（５）応募要件を満たさないとされた理由の説明

①　参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないとの審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。）以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。

②　契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１０日以内に書面により回答するものとする。

（６）その他

①　参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

②　提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。

③　一旦受理した参加意思確認書は返却しない。

④　一旦受理した参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。

⑤　参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

６　その他

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（２）関連情報を入手するための窓口照会　５（１）に同じ。

（３）一般競争入札方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

（４）４（１）②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格を有していない場合も　５（３）により参加意思確認書を提出することが出来るが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格申請を行う場合には、当該資格を有していなければならない。

（５）詳細は説明書による。